JR東海労申第11号 2019年10月4日

東海旅客鉄道株式会社 代表取締役社長 金子 慎 殿

> JR東海労働組合 中央執行委員長 木下 和樹

## 2019年度年末手当に関する申し入れ

JR東海の令和元年度第1四半期における決算では、単体の経常利益が前年同期 比6.8%増となった。このような好調な結果は、様々な大きな自然災害に遭いなが らも、現場の社員の計り知れない苦労によってなし得たものである。更に、夏季輸 送を含めた第2四半期の旅客の利用状況からして、前期の決算では、更なる記録の 更新は間違いないと考える。

これらの利益は、社員に同意を得ない一方的休日出勤をさせられ、年休が抑制されながら、慢性的な要員不足が続く現場の中で、社員が会社に一生懸命協力して、安全、安定輸送を支えたがゆえに得られた利益である。

現場の社員の苦労によって得た破格な利益があるにもかかわらず、今年度の夏季手当やベースアップ等の回答は、現場で苦労している組合員はもとより、社員の切実な思いを反映したJR東海労の要求には程遠いものであった。はたして現場の社員はいつ報われるのか。現場の社員の労働によってなし得た利益を、社員に還元することは当たり前のことである。会社役員の破格な報酬に比べればすずめの涙でしかない。現場の社員なくして会社の存在、更なる発展などありえない。

以上のことから、会社は真摯に現場社員の苦労に応え、下記の申し入れの通り、満額の回答をすること。

記

- 1. 年末手当は基準内賃金と補償措置額の3.5ヶ月分とすること。また、専任社員にはプラス50,000円を支給すること。
- 2. 組合員に対し、不当な年末手当のカットをやめること。
- 3. 回答は11月7日(木)までに行うこと。
- 4. 支払いは12月2日(月)までに行うこと。

以上